

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：健康増進法の一部を改正する法律

規制の名称：一定の場所以外の場所における喫煙の禁止

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：健康局健康課

評価実施時期：平成30年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

受動喫煙の防止措置については、従来から、健康増進法（平成14年法律第103号）において努力義務を設け自主的取組を推進してきたが、依然として国民が受動喫煙を経験する状況にあり、受動喫煙による健康影響も指摘されている。国立がん研究センターの研究によると、年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、受動喫煙によってリスクが高まる病気（肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群）で死亡せずに済んだと推計されており、また、厚生労働科学研究費補助金「受動喫煙防止等のたばこ対策の推進に関する研究」においては、受動喫煙による超過医療費が3,200億円との推計がなされている。今般、受動喫煙対策についての社会的な要請が高まってきていることや、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえ、受動喫煙対策を徹底することとする。

規制の新設を行わない場合には、現在の自主的取組による対策を行わざるを得ず、望まない受動喫煙が生じる状況が改善されない。

### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

健康増進法において、従来から、受動喫煙の防止措置を講ずるよう努力義務を設け自主的取組を推進してきたが、受動喫煙対策についての社会的な要請が高まってきていること等を踏まえ、受動喫煙対策を徹底することとした。本規制は、喫煙専用室等が設置され、喫煙場所が特定されたとしても、当該場所以外の場所で喫煙をすることにより周囲の者に受動喫煙を生じさせることとなることから、望まない受動喫煙の防止の実効性を確保するため、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止することとするもの。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

遵守費用は発生しない。

行政側には、都道府県等において、一定の場所以外の場所で喫煙をしている者に対する喫煙の中止又は当該場所からの退出の命令にかかる費用が発生する。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制新設のため該当せず）

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるの

か」、つまり定量的に記載することが求められる。

一定の場所以外の場所における喫煙を禁止することにより、当該場所において望まない受動喫煙の防止の実効性を確保することができる。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

望まない受動喫煙の防止により、長期的には、肺がんや虚血性心疾患など受動喫煙によってリスクが高まる病気の罹患者数の減少が見込まれる。なお、この効果について現時点で金銭価値化した定量的な便益を見込むことは困難である。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制新設のため該当せず）

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制の影響は、一定の場所以外の場所において喫煙をする者に限定されるものであり、副次的影響・波及的影響はないと考える。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

望まない受動喫煙を防止するためには、多数の者が利用する施設等の管理権原者に対して当該施設等の受動喫煙の防止措置を求めるのみではなく、喫煙をする者に対して一定の場所以外の場所において喫煙をしないことを求めることも重要である。本規制により、一定の場所以外の場所における望まない受動喫煙の防止の実効性が確保されることとなるため、規制の新設が必要である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

一定の場所以外の場所における喫煙の禁止については喫煙をする者自身の自主的取組として求めることが考えられるが、喫煙をする者自身の判断により一定の場所以外の場所において喫煙がなされた場合、当該場所にいる周囲の者の望まない受動喫煙を防ぐことができないこととなるため、義務とすることが妥当である。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

・たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン（平成 19 年第 2 回 FTCT 締約国会合採択）

たばこ煙にさらされることからの保護の基礎となる原則および関連する定義の記述

#### 原則 2

たばこ煙にさらされることから全ての人々が保護されるべきである。屋内の職場および屋内の公共の場はすべて禁煙とすべきである。

#### 原則 3

たばこ煙にさらされることから人々を保護するための立法措置が必要である。自由意志による禁煙政策には効果がなく、十分な保護が与えられないことが繰り返し示されている。効果を上げるためには、法律は単純明快で、かつ強制力を持たなければならない。

#### 法律の施行

##### 遵守義務

効果的な法律では、影響を受ける事業施設と個人喫煙者の双方に遵守の法的責任を課し、違反した場合は罰則を科すべきである。罰則は事業に課されるものだが、場合によっては喫煙者に課されることもある。法の施行は通常、事業施設を対象として行わなければならない。法律ではその事業施設の所有者、経営者、またはその他の担当者に遵守責任を課し、これらの者の取るべき行動義務を明確に特定しなければならない。この義務には以下のようなものが含まれる。

- (d) 個人が施設内での喫煙をやめさせるため合理的かつ具体的な手順を取って行う義務。  
これらの手順としては、その者に喫煙しないように依頼する、サービスをやめる、その者に施設から立ち去るよう依頼する、取締機関または他の当局に連絡するなどがある。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ

ることとする。

健康増進法の一部を改正する法律案附則第8条において、法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてしている。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

「望まない受動喫煙のない社会の実現」について把握する。